

※令和 8 年 7 月受診分まではこちら

70歳以上75歳未満の方の場合

所得区分		自己負担額限度額		
		外来のみ(1人あたり)	外来と入院の場合(世帯)	
			3 回目まで	4 回目以降※1
現役並み 所得世帯	現役並みⅢ (課税所得690万円以上)	252,600円 + (医療費(※2)－842,000円) × 1 %		140,100円
	現役並みⅡ (課税所得380万円以上)	167,400円 + (医療費(※2)－558,000円) × 1 %		93,000円
	現役並みⅠ (課税所得145万円以上)	80,100円 + (医療費(※2)－267,000円) × 1 %		44,400円
一般 (他の区分に属さない方)		18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円	44,400円
低所得Ⅱ ※3		8,000円	24,600円	24,600円
低所得Ⅰ ※4			15,000円	15,000円

- ※1 直近の12ヶ月間に高額療養費に4回以上該当した場合には、4回目からの自己負担限度額が表の右側の金額になります。なお、平成30年4月からは世帯の継続性があれば愛知県内で転居しても通算されます。
- ※2 総医療費とは、医療機関の窓口で負担した額ではなく、国保が負担している部分も含めた全体の医療費の合計金額のこと。
- ※3 国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯に属する方。
- ※4 国保加入者全員と世帯主が住民税非課税で、かつ、各種所得の金額（公的年金は控除額80.6万円、給与所得からは10万円を追加控除。）がいずれも0円の世帯に属する方。
- ※ 計算対象となる診療期間は、8月から翌年7月の1年間です。

70歳未満の方の場合

所得		自己負担額限度額	
		3 回目まで	4 回目以降※1
ア	所得(※4)901万円超	252,600円 + (医療費(※2)－842,000円) × 1 %	140,100円
イ	所得(※4)901万円以下	167,400円 + (医療費(※2)－558,000円) × 1 %	93,000円
ウ	所得(※4)600万円以下	80,100円 + (医療費(※2)－267,000円) × 1 %	44,400円
エ	所得(※4)210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯※3	35,400円	24,600円

- ※1 直近の12ヶ月間に高額療養費に4回以上該当した場合には、4回目からの自己負担限度額が表の右側の金額になります。なお、平成30年4月からは世帯の継続性があれば愛知県内で転居しても通算されます。
- ※2 総医療費とは、医療機関の窓口で負担した額ではなく、国保が負担している部分も含めた全体の医療費の合計金額のこと。
- ※3 国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯に属する方。
- ※4 所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（43万円）を控除した金額。
- ※ 国民健康保険の被保険者の中に所得の申告をしていない方がいる場合、自己負担限度額は区分アの金額となりますのでご注意ください。